

司法試験委員会会議（第157回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和2年7月15日（水）13:00～13:50

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）佐伯仁志
（委員）畝本直美，大沢陽一郎，太田秀哉，高橋美保，長谷部由起子，村田渉（敬称略）
- 司法試験委員会幹事 丸山嘉代
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
濱克彦人事課長，赤羽史子試験管理官，阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について（協議）
- (2) 令和2年2月14日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）
- (3) 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (4) 書面等による議決について（報告）
- (5) その他（報告）
- (6) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について
- 資料2 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料3 令和2年司法試験予備試験の試験場（官報掲載案）
- 資料4 司法試験委員会幹事候補者名簿
- 資料5 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について
- 資料6 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員名簿
- 資料7 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程等について
- 資料8 令和2年司法試験の合格発表等の日程及び司法試験予備試験の実施日程等について
- 資料9 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の試験場等について
- 資料10 令和2年2月27日付け京都弁護士会会長名の「令和2年司法試験に関する意見書」
- 資料11 令和2年4月7日付け及び同年5月13日付け法科大学院協会理事長名の「令和2年司法試験実施に関する申入れ」
- 資料12 令和2年5月7日付け琉球大学大学院法務研究科研究科長名の「令和2年司法試

験の実施に関するお願い」

6 議事等

(1) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について（協議）

○ 令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策として、資料1記載の内容について決定され、周知することとされた。

その際、資料1の4（2）記載の「発熱や咳等の症状などから新型コロナウイルス感染症等の罹患が疑われる」として受験を認めない場合としては、サーモグラフィ等による検温を踏まえた体調等の確認により、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者として健康観察期間中の者及び試験実施日前14日以内に海外から帰国・入国した者と認められる場合などが該当するとされ、併せて周知することとされた。

そのほか、試験監督員等については、マスク及びフェイスシールドの着用を義務付け、手洗い及び手指消毒を徹底すること、試験室の配席については、他の受験者との距離が十分確保できる配席とすること、試験終了後の密集を避けるため、各試験室ごとに退室時間を調整することなどの対策を行うことについても報告され、了承された。

(2) 令和2年2月14日実施に係る幹事会における協議について（報告・協議）

【佐伯委員長】

令和2年2月14日実施に係る幹事会における協議の状況について、丸山幹事から御報告をお願いします。

【丸山幹事】

令和元年7月3日開催の司法試験委員会において設置が決定された幹事による第7回幹事会が、幹事全員の出席により、令和2年2月14日に開催されたので報告いたします。

幹事会の冒頭では、令和2年1月31日開催の司法試験委員会における報告状況等の説明が行われました。

続いて、司法試験委員会が明示したもう一つの協議事項である、司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定について協議がなされました。

協議の前提として、まず、幹事から、今般の法改正による司法試験予備試験に関する制度見直しの概要について、以下のとおり説明がなされました。

○ 司法試験予備試験については、令和4年に実施される試験から、論文式試験に選択科目を導入するとともに、論文式試験から一般教養科目を廃止することとなっている

これは、今般の法科大学院改革の一環として、法科大学院教育の充実を図るため、文部科学省令の改正により、法科大学院の教育課程において司法試験論文式試験の選択科目に相当する科目を履修することが修了要件として義務付けられたこと等との関係の改正である。なお、現在、司法試験論文式試験の選択科目については、法務省令において、①倒産法、②租税法、③経済法、④知的財産法、⑤労働法、⑥環境法、⑦国際関係法（公法系）、⑧国際関係法（私法系）の8科目が定められている

文部科学省令の具体的な内容等については、追って説明があると思うが、かかる

法科大学院教育の見直しを踏まえ、法科大学院を修了した者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的とする司法試験予備試験の位置付け（司法試験法5条1項）に鑑みて、司法試験予備試験論文式試験に選択科目を追加することとしたものである

司法試験予備試験論文式試験の選択科目の内容については、司法試験法5条3項2号において法務省令により定めることとなっており、また、同法6条により選択科目を定める法務省令の改正に当たっては司法試験委員会の意見の聴取が義務付けられていることから、令和元年7月16日諮問第6号により、選択科目の選定について法務大臣から司法試験委員会に対して諮問されているところである

次に、幹事から、この点に関する法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（連携法）の改正及び文部科学省令の改正の概要について、以下のとおり説明がなされました。

○ まず、今般の連携法4条の改正により、大学は、法科大学院において、

（1）法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識及びその応用能力（1号及び2号）や

（2）「法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」（3号）

などを涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきことが、責務として規定されている

これを踏まえ、専門職大学院設置基準を改正し、

（1）法科大学院において開設しなければならない授業科目について、「憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目」として「法律基本科目」、「先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のもの」として「展開・先端科目」などを定めている

（2）このうち、「法律基本科目」においては、連携法4条1号に規定する専門的学識を涵養するための教育を行う科目として「基礎科目」と、4条2号に規定する応用能力を涵養するための教育を行う科目として「応用科目」があると規定されるとともに、それぞれ30単位以上、18単位以上の修得を修了の要件として規定している

（3）また、「展開・先端科目」においては、「連携法第4条第3号に規定する専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目」として、「選択科目」を定め、①倒産法、②租税法、③経済法、④知的財産法、⑤労働法、⑥環境法、⑦国際関係法（公法系）、⑧国際関係法（私法系）について、その全てを開設することを努力義務とした上で、当該8科目の選択科目に係る4単位以上の修得を修了要件としているところである

一方、連携法4条に規定する法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識等は、司法試験法3条1項及び2項柱書にそれぞれ規定される「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力」及び「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力」を示しているものであり、具体的には、連携法4条の定める「法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識」（1号）とその「応

用能力」(2号)が、司法試験で共通して問われる法律基本科目に関する学識等に該当し、「法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその応用能力」(3号)が、司法試験の選択科目に関する学識等に該当するものである

これらの帰結として、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識等が法科大学院教育と司法試験とで一貫する形で整理され、司法試験の選択科目に関する司法試験において問われる学識等についても法科大学院教育において涵養すべきことが大学の責務として明確化されたということである

特に選択科目については、今般の法科大学院改革により、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識等の一つとして、司法試験論文式試験における選択科目に係る司法試験において求められる学識等が、法科大学院において涵養すべき学識等として明確化された上で、現在の司法試験論文式試験における選択科目として規定されている8科目に係る4単位以上の履修が法科大学院の修了要件として必修化されたところである

以上の説明を前提として協議が行われましたが、今般の連携法及び司法試験法の改正並びに文部科学省令の改正の趣旨・内容を踏まえると、司法試験予備試験論文式試験の選択科目としては、現在司法試験の選択科目となっている8科目、すなわち、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)を選定するのが相当であるということに幹事の意見が一致しました。

これをもって、司法試験委員会が幹事を置くに当たり明示した協議事項である改正法施行後の司法試験の実施時期及び司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定については、幹事会としてひとまず調査・検討を終えたこととなりました。

他にも幹事会として調査・検討が必要であると考えられる事項が出てきた場合には、幹事会においてその検討の必要性や範囲、方法等について協議・整理した上で司法試験委員会に提案を行い、その意向を踏まえて具体的な調査・検討を行うとの方針が司法試験委員会において了承されていたことを踏まえ、そのような事項がある幹事は、次回幹事会において、検討の必要性や範囲、方法等について説明し、その上で、幹事会として協議・整理を行うこととなりました。

報告は以上です。

【佐伯委員長】

司法試験予備試験論文式試験の選択科目としては、現在司法試験の選択科目となっている8科目、すなわち、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)を選定するのが相当であるとの幹事会の結論については、これを是とするということによろしいでしょうか。

(一同了承)

【佐伯委員長】

それでは、そのようにさせていただきます。

過去に司法試験の選択科目についての答申をするに当たっては、意見募集を行っているとのことですので、今回の司法試験予備試験論文式試験の選択科目に関しても、先ほどの8科目を選定することについて意見募集を行い、その意見を踏まえて答申案を検討していくということにいかがでしょうか。

(一同了承)

【佐伯委員長】

それでは、そのように進めます。

(3) 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）

- 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、資料2記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。

(4) 書面等による議決について（報告）

- 委員長から、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、以下のとおり決定され、委員会の議決としたことが報告された。

- ・ 令和2年司法試験における受験特別措置について、受験者に対し、試験時間延長等の措置を講じることが決定され、令和2年3月26日付けで委員会の議決としたこと

- ・ 司法試験受験特別措置検討会委員について、4名に委嘱することが決定され、同日付けで委員会の議決としたこと

- ・ 令和2年司法試験予備試験の実施について、司法試験法第7条に基づく令和2年司法試験予備試験の場所の公告は、資料3のとおりとすることが了承され、同日付けで委員会の議決としたこと

- ・ 幹事の選任について、司法試験委員会幹事として、資料4記載の者を選任することが決定され、同日付けで委員会の議決としたこと

- ・ これに関し、事務局から、司法試験委員会幹事に選任された者の法務大臣による任命につき、同年4月20日付けで必要な手続を終えたこと

- ・ 共通到達度確認試験に関する情報提供について、法科大学院在学中に共通到達度確認試験を受験した者の同試験の成績と司法試験短答式試験における成績の相関分析を行うために必要であるとして依頼のあった法科大学院に対し、当該法科大学院において、あらかじめ対象者から、司法試験委員会が当該法科大学院に情報提供を行うことの承諾を得ていることなどを条件として、同分析作業に必要な平成30年及び令和元年司法試験の受験状況等に関する情報を提供することが決定され、令和2年3月26日付けで委員会の議決としたこと

- ・ 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施延期について、資料5のとおり法務省ホームページへ掲載することが了承され、同年4月8日付けで委員会の議決としたこと

- ・ 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として資料6記載の者を法務大臣に推薦することについて、了承され、同月17日付け、同年6月5日付け及び同月19日付けで委員会の議決としたこと

- ・ これに関し、事務局から、資料6のとおり、司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員に推薦された者が同年4月24日付け、同年6月15日付け及び同年7月2日付けで法務大臣から任命されたこと

- ・ 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程等について、資料7のとおり法務省ホームページへ掲載することが了承され、同年5月15日付けで委員会の議決としたこと

- ・ 令和2年司法試験の合格発表等の日程及び司法試験予備試験の実施日程等について、資料8のとおり法務省ホームページへ掲載することが了承され、同年6月5日付けで委員会の議決としたこと
- ・ 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の受験手数料返還について、同試験の実施時期が延期されたことを理由として受験を取りやめた者に対しては、申請により受験料を返還することが了承され、同月19日付けで委員会の議決としたこと
- ・ 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の試験場について、資料9のとおり法務省ホームページへ掲載することが了承され、同月30日付けで委員会の議決としたこと

(5) その他（報告）

- 事務局から、京都弁護士会、法科大学院協会及び琉球大学大学院から司法試験委員会宛てに送付された資料10から資料12について報告がなされた。

(6) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和2年9月7日（月）に開催することが確認された。

（以上）